

特別支援学校教諭免許状に係る教職課程 認定基準等の改正等について

令和4年9月8日

令和4年度教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者
説明会（特別支援学校教諭免許状関係）

文部科学省 総合教育政策局
教育人材政策課 教員免許企画室



目 次

1. 課程認定制度の概要
2. 教職課程認定基準等の改正について
3. 課程認定申請の手続について
4. 変更届の手續について
5. その他



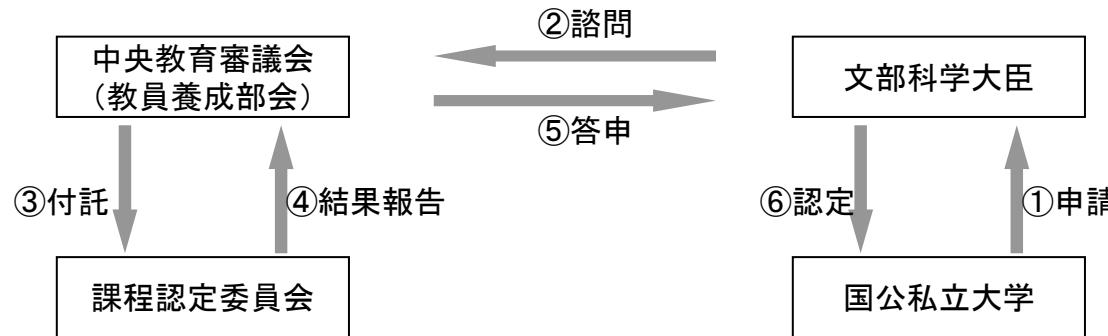
1. 課程認定制度の概要



1. 課程認定制度の概要

1. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



2. 課程認定の審査

- 審査基準
教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。
- 主な審査事項
 - ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
 - ② 教育課程
 - ③ 教員組織
 - ④ 施設・設備
 - ⑤ 教育実習校



2. 教職課程認定基準等の改正 について



2. 課程認定基準等の改正について①

1. 免許法施行規則の改正のポイント

特別支援教育に関する科目	免許状の種類	専修一種	二種
第一欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
第二欄 特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	16	8
第三欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	5	3
第四欄 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3
	計	26	16

◆備考第3号<新設>

教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする

◆備考第4号<新設>

知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする

◆備考第5号<改正>

第3欄に掲げる科目は、視覚、聴覚、知的、肢体、病弱、複数種類の障害(重複障害)、その他障害(発達障害含む)のうち、免許状の領域以外の全てを含むものとする



2. 課程認定基準等の改正について②

2. 基準等の改正について

① <教職課程認定基準> (>手引きP126)

第3欄に掲げる「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に含むべき事項の記述が改正されたことに伴う基準上の整理。

② <教職課程認定審査の確認事項> (>手引きP143)

特支免コアカリキュラムが策定されたことに伴い、審査の確認の観点として、本コアカリキュラムを追加。

③ <特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方> (>手引きP170)

特支免コアカリキュラムが策定されたことに伴い、本規定のシラバスに関する記述を削除(今後は本コアカリキュラムに基づき審査するため)。

また、教育実習に関する取扱について、特別支援学校の設置状況を踏まえ、削除。



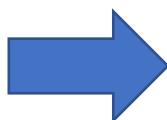
2. 課程認定基準等の改正について③

2. 教職課程認定基準の改正（①について）

4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

(3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、**第3欄**の免許状に定められこととなる**特別支援教育領域以外の領域**に関する科目については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならぬ。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならぬ。

なお、当該科目における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」には、**言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)**に関する内容を含むものとする。

 施行規則の記述の変更に伴う改正であるため、第3欄に関する課程認定の運用が変わるものではない。その他障害に含まれるものは、これまでと同様、
**①言語障害、②自閉症、③情緒障害、④学習障害(LD)、
⑤注意欠陥多動性障害(ADHD)**

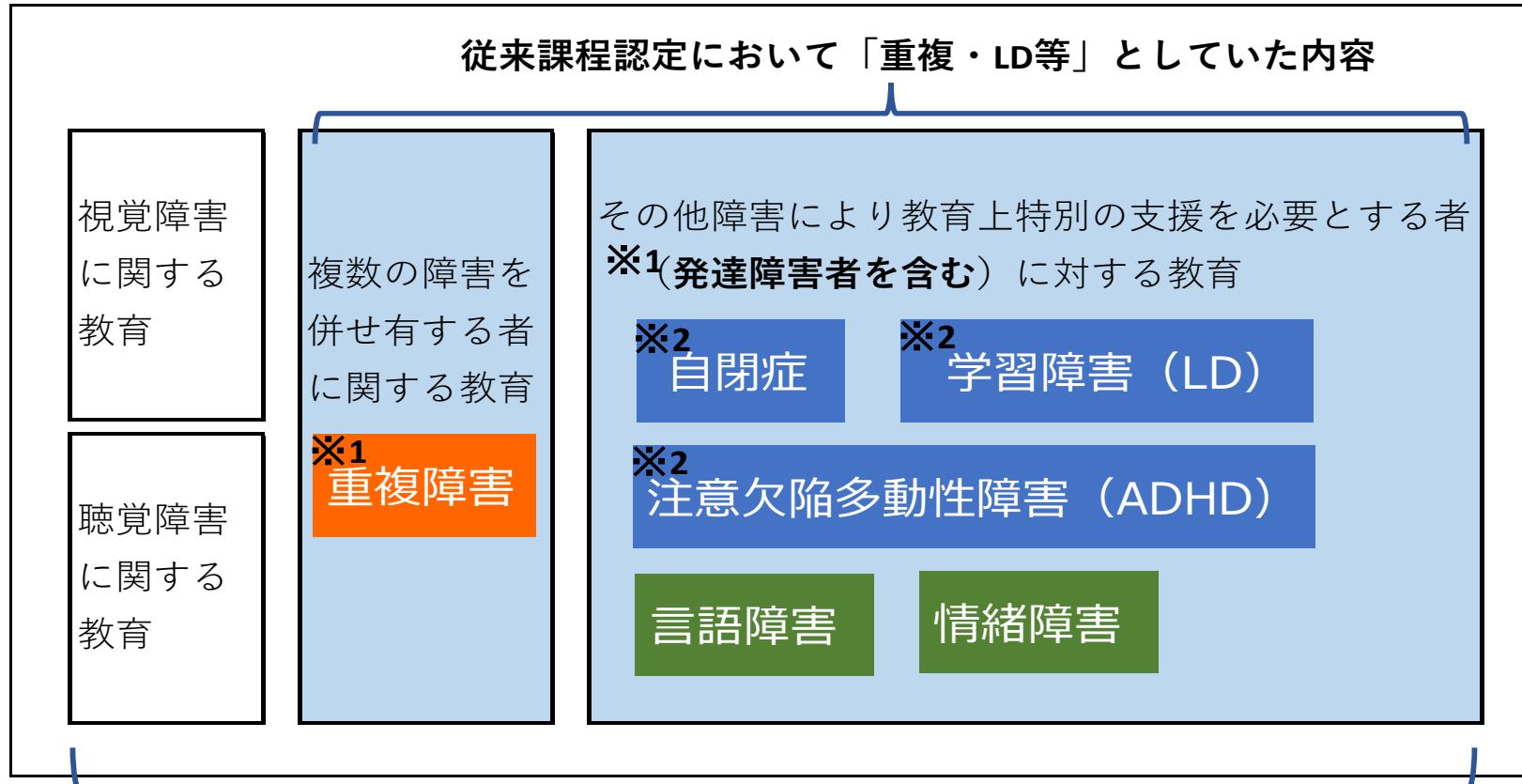
※参考：旧基準においては、当該事項として、「重複障害」、「言語障害」、「情緒障害(自閉症を含む。)」、「学習障害(LD)」、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」に関する内容を含むとしていた。

※重複障害については、施行規則に直接記述があるため、当該規定(基準)には記述されないが、第3欄の科目の内容として含む必要があることは変わらないことに留意。



2. 課程認定基準等の改正について④

【参考】例：知的・肢体・病弱の免許状の場合の第3欄の科目に含める内容



いずれの障害も、①心理・生理・病理、②教育課程、③指導法を含めることが必要

(※1) 重複障害者に関する教育の領域、発達障害者に関する教育の領域に関する内容は、特支免コアカリキュラムの第3欄の科目に記述されている。

(※2) 発達障害者に関する教育の領域として、特支免コアカリキュラムにおいては、「学習障害(LD)」、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」、「自閉症」について記述されている。

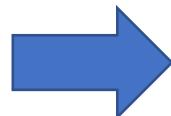


2. 課程認定基準等の改正について⑤

3. 基準等の改正について（②について）

②<教職課程認定審査の確認事項>

特支免コアカリキュラムが策定されたことに伴い、**審査の確認の観点として、本コアカリキュラムを追加。**



確認事項

2 教育課程関係

(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。

① 教職課程コアカリキュラム

（令和3年8月4日 教員養成部会決定）

② 外国語(英語)コアカリキュラム

（文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書）

③ **特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム**

（令和4年7月27日 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）



2. 教職課程認定基準等の改正について⑥

○特支免コアカリキュラム対応表(イメージ)

②教職課程コアカリキュラム対応表

<第1欄科目>

【特別支援教育の基礎理論に関する科目】

○特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

全体目標: 特別支援教育の理念とは何か、また、障害のある児童・生徒の学校教育に関する歴史や思想において、特別支援教育の基本的な考え方がどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの特別支援教育及び特別支援学校の運営がどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

(1)特別支援教育の理念

一般目標: 特別支援教育の理念と特別支援学校に関する制度との相互の関係を理解する。

到達目標: 1) 特別支援教育制度の成立と障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育への展開を理解している。
2) 特別支援教育制度における特別支援学校が有する機能・役割を理解している。

(2)特別支援教育の歴史

一般目標: 障害のある児童・生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、現代に至るまでの特別支援教育の基本的な考え方及び特別支援学校の変遷を理解する。

到達目標: 1) 障害のある児童・生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、特別支援教育制度の成立と展開を理解している。
2) 現代社会における特別支援学校における教育課題を歴史や障害者施策の視点から理解している。

(3)特別支援教育の思想

一般目標: 特別支援教育の思想と特別支援教育の理念や実際の特別支援学校の教育との関わりを理解する。

到達目標: 1) 障害のある児童・生徒に関わる教育の思想を理解している。
2) 特別支援学校や学習に関わる教育の思想を理解している。

○特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

全体目標: 現代の特別支援学校の教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいづれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。

(1-1)特別支援教育に関する社会的事項

一般目標: 社会の状況を理解し、その変化が特別支援学校の教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標: 1) 特別支援学校を巡る近年の様々な状況の変化及び子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
2) 近年の特別支援教育政策の動向を理解している。

(1-2)特別支援教育に関する制度的事項

一般目標: 特別支援学校の公教育制度を構成している教育関係法規を理解するとともに、そこに関連する特別支援学校教育要領・学習指導要領が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標: 1) 特別支援学校の目的及び教育目標と国が定めた教育課程の基準との相互関係を理解している。
2) 特別支援学校教育要領・学習指導要領の性格及びそこに規定する自立活動や知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科・複数障害者等に関する教育課程の取扱いの基礎的な考え方を理解している。

(1-3)特別支援教育に関する経営的事項

一般目標: 特別支援学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

到達目標: 1) 特別支援学校の目的や教育目標を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2) 幼児・児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた学級経営の基礎的な考え方を理解している。
3) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

特別支援教育の基礎理論に関する科目	項目	理念・歴史・思想				社会的・制度的・経営的								
		到達目標／授業回		（1）		（2）		（3）		（1-1）		（1-2）		（1-3）
授業科目名（シラバスのページ番号）及び授業回		1)	2)	1)	2)	1)	2)	1)	2)	1)	2)	1)	2)	3)



2. 教職課程認定基準等の改正について⑦

○特支免コアカリキュラム対応表(イメージ)

②教職課程コアカリキュラム対応表

<第1欄科目>

【特別支援教育の基礎理論に関する科目】

○特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

全体目標: 特別支援教育の理念とは何か、また、障害のある児童・児童又は生徒の学校教育に関する歴史や思想において、特別支援教育の基本的な考え方方がどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの特別支援教育及び特別支援学校の歩みがどのように進化され、変遷してきたのかを理解する。

(1) 特別支援教育の理念

一般目標： 特別支援教育の理念と特別支援学校に関する制度との相互の関係を理解する

到達目標：1 特別支援教育制度の成立と障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育への展開を理解している。

2 特別支援教育制度における特別支援学校が有する機能・役割を理解している。

(2) 特別支援教育の歴史

障害のある児童、児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、現代に至るまでの特別支援教育の基本的な考え方及び特別支援学校の変遷を理解する。

到達目標：1 障害のある幼児・児童又は生徒の教育に関する歴史、特殊教育の果たしてきた役割や障害者施策を巡る動向の変化を踏まえつつ、特別支援教育制度の成立と展開を理解している。

2 現代社会における特別支援学校における教育課題を歴史・障害者施策の視点から理解している。

(3) 特別支援教育の思想

特別支援教育の思想と特別支援教育の理念や実際の特別支援学校の教育との関わりを理解する。

到達目標：1 障害のある幼児、児童又は生徒に関する教育の思想を理解している
2 特別支援学校や学習に関する教育の思想を理解している。

○特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

全体目標: 現代の特別支援学校の教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。

(1-1) 特別支援教育に関する社会的事項

~~一般目標： 社会の状況を理解し、その変化が特別支援学校の教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する~~

到達目標の項目に対応した表となっているため、授業回数ごとに対応する部分に○を付す



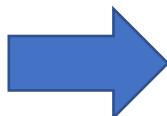
2. 教職課程認定基準等の改正について⑧

4. 基準等の改正について（③について）

③<特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方>

特支免コアカリキュラムが策定されたことに伴い、**本規定のシラバスに関する記述を削除**（今後は**特支免コアカリキュラムに基づき審査**するため）。

また、教育実習に関する取扱について、特別支援学校の設置状況を踏まえ、削除。



○前段については、本規定においてシラバスで扱うべき内容を記述していたが、今後は特支免コアカリキュラムに基づき、コアカリキュラム対応表及びシラバスの内容を審査する。

○後段については、以下の規定を削除。

(1)実習校の部と基礎となる免許状の学校種が一致するとともに、実習校が教育を行う障害種と、認定を受けようとする特別支援教育領域が一致することが望ましい。このため、実習校の部が幼稚部で基礎となる免許状の学校種（幼稚園）と一致している場合においても、申請を行わない特別支援教育領域（視覚障害者又は聴覚障害者領域）の教育実習を前提とした教育課程の編成は認められない。

(2)知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対する教育を行う特別支援学校（幼稚部）は、全国的に極めて数が限られていることから、隣接する小学部（認定を受けようとする特別支援教育領域と一致する障害種の児童に対する教育を行う特別支援学校に限る）での教育実習を「可」とする。ただし、その場合においても、教育職員免許法施行規則に規定された実習に加えて、特別支援学校（幼稚部）（どの障害種でも可）において観察実習等の学修を必ず行う教育課程とする必要がある。



2. 教職課程認定基準等の改正について⑨

5. 適用時期(経過措置)について①

令和5年度以前の入学者

原則、改正前の規則に基づくカリキュラムの適用

- ①令和6年3月31日において、課程認定大学等に在学している者で、卒業するまでに改正前の科目を修得するもの
- ②令和6年3月31日までに、改正前の科目を修得した者

→改正後の科目の単位とみなす

令和6年度以降の入学者

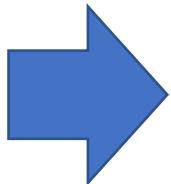
改正後の規則に基づくカリキュラムの適用



2. 教職課程認定基準等の改正について⑩

5. 適用時期(経過措置)について②

前頁のとおり経過措置はあるものの、特別支援教育の充実の趣旨を踏まえ、新たな規則に基づくカリキュラムを前倒して学生に修得させることは有益であることから、令和5年度入学者から、改正後のカリキュラムを実施することも考えられる。



- 令和5年度入学者に適用のカリキュラムにおいて、新規則及び特支免コアカリキュラムを踏まえた教職課程の内容を点検・構築し、改正後の特別支援学校教諭の教職課程を修得をさせる。
- この場合の手続については、令和4年度2月末までに所定の変更届の提出によること。



2. 教職課程認定基準等の改正について⑪

参考

○特別支援教育に関する科目の名称例 → 参考資料3を参照

参考資料3

科目的名称例について(特別支援教育に関する科目)(仮)

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育紹論 障害児教育紹論 障害者教育概論 障害者教育論 障害者発達教育論 特別支援教育紹論 特別支援教育概論 特別支援教育基礎理論 特別支援教育論
第2欄	特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者の心理・生理・病理 視覚障害児の心理・生理・病理 聴覚障害者の心理・生理・病理 知的障害者の心理・生理・病理 肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理 視覚障害者教育論 視覚障害児教育論 視覚障害者教育課程論 視覚障害者指導法 視覚障害者指導論 視覚障害者教育方法論 視覚障害教育 聴覚障害者教育論 知的障害者教育論 肢体不自由者教育論 病弱者教育論 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	※ 第3欄の授業科目名称例は、左欄の内容を、必ずしも包括的に表している名称ではなく、現実的な名称例を掲載した。なお、当該科目で扱う領域や内容は、それぞれの講義概要(シラバス)で確認した上で判断することが望ましい。 重複障害・LD等の心理・生理・病理 重複障害児等の心理・生理・病理 言語障害者の心理・生理・病理 発達障害者の心理・生理・病理 情緒障害者の心理・生理・病理 学習障害者の心理・生理・病理 LDの心理・生理・病理 学習障害(LD)者の心理・生理・病理 注意欠陥多動性障害者の心理・生理・病理 ADHDの心理・生理・病理

第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害者教育論 重複障害児教育論 重複障害者教育課程論 重複障害者指導法 重複障害者指導論 重複障害者教育方法論 重複障害・LD等教育 発達障害者教育論 言語障害者教育論 情緒障害者教育論 学習障害者教育論 LD教育論 学習障害(LD)者教育論 注意欠陥多動性障害者教育論 ADHD教育論 注意欠陥多動性障害(ADHD)者教育論 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理・生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害者教育総論 言語障害者教育総論 情緒障害者教育総論 学習障害教育総論 注意欠陥多動性障害教育総論 ADHD教育総論 注意欠陥多動性障害(ADHD)者教育論 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理・生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害者教育総論 言語障害者教育総論 情緒障害者教育総論 学習障害教育総論 注意欠陥多動性障害教育総論 ADHD教育総論 注意欠陥多動性障害(ADHD)者教育論 LD等教育総論
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		教育実習 障害者教育実習 特別支援教育実習 教育実習事前事後指導 教育実習指導 障害者教育実習事前事後指導 障害者教育実習指導 特別支援教育実習事前事後指導 特別支援教育実習指導		



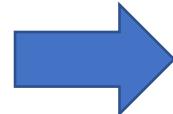
3.課程認定の申請手続について



3. 課程認定申請の手続について(R6年度開設・特支免)①

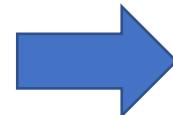
1. 手続について(基本的事項)

令和6年度(開設に向け)改組等を伴う学科等



課程認定の**申請手続**が必要
(令和5年3月提出)

上記以外の学科等



課程認定の**変更手続**が必要
(令和6年1月が最終提出)

※上記を除く通常の変更届は例年同様、原則前年度3月末日提出

再課程認定は行いませんが、上記手続を期日までに、
確実に行ってください。また、いずれにおいても、コアカ
リキュラムへの対応について、点検・見直しが必要。



3. 課程認定の申請手続について(R6年度開設・特支免)②

2. 申請手続スケジュール

■ 原則、通常の課程認定スケジュールと同じ

事 項	時 期
教職課程認定審査の確認事項 1 (1) ③若しくは1 (1) ④に基づく変更届 提出期限	令和4年9月30日（金）必着 ※
教職課程認定等に関する 事務担当者説明会	令和4年12月頃（予定）
申請に当たっての事前相談	令和5年1月中旬～令和5年3月上旬（予定）
教職課程認定審査の確認事項 1 (1) ③若しくは1 (1) ④に該当するか否かの連絡 ※該当大学のみ対象	令和4年12月28日（水）までに
申請（申請書提出）	令和5年3月下旬頃（予定）
諮詢	令和5年7月上旬頃（予定）
課程認定委員会①	令和5年7月下旬～令和5年9月上旬（予定）
審査意見伝達	令和5年9月上旬頃までに順次（予定）
補正申請（申請書提出）	令和5年9月下旬頃までに順次（予定）
課程認定委員会②	令和5年9月下旬～令和5年10月下旬（予定）
答申	令和5年11月下旬頃（予定）
認定・認定書送付	令和5年12月中旬頃（予定）

（>令和5年度教職課程認定手引きP4より）

※ 特支免の教職課程の申請については、当該事項による変更届によらず、通常の課程認定申請を行うこと。



3. 課程認定の申請手続について(R6年度開設・特支免)③

3. 申請書類等

■ 原則、通常の申請と同様。特支免コアカリ対応表の提出必要。

番号	書類名
①	チェックリスト
②	様式第1号 申請書
③	様式第2号 認定を受けようとする大学の課程の概要
④	様式第2号 認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織 領域及び保育内容の指導法に関する科目／教科及び教科の指導法に関する科目／養護に関する科目／栄養に係る教育に関する科目 大学が独自に設定する科目 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 教育の基礎的理解に関する科目等 (教育の基礎的理解に関する科目／道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目／教育実践に関する科目) 特別支援教育に関する科目
⑤	教職課程コアカリキュラム対応表 ① 教職課程コアカリキュラム対応表（一覧） ② 教職課程コアカリキュラム対応表 ③ 教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）
⑥	外国語（英語）コアカリキュラム対応表 ① 外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧） ② 外国語（英語）コアカリキュラム対応表
⑦	シラバス
⑧	様式第3号 学部・学科等別（研究科・専攻等別）教員組織に関する書類
⑨	様式第4号 教員個人に関する書類 ① 履歴書 ② 教育研究業績書 ③ 教員就任承諾書
⑩	（以下略）

（>令和5年度教職課程認定手引きP10より）

特支免コアカリキュラム
(令和4年7月27日)に基づく、特支免コアカリキュラム対応表を追加。
特支免の課程を申請する場合は、提出が必要。



4. 変更届の手続について



4. 変更届の手続について(特支免の課程)①

1. 基本的事項

- ① 変更届の受付時期は、令和4年度(2月末)又は令和5年度(1月末)の2回。
- ② 令和5年度1月末までに、特支免の課程を置く全ての大学が新規則及び特支免コアカリに対応した変更届手続を完了する。(※教職課程認定申請をする大学除く)
- ③ 前倒して令和5年度入学者から新規則に基づく課程を開始する場合は、令和4年度に手続を行う(改めて、②の手続は不要とする)。
- ④ 手続方法は通常の変更届に準じるが、後日示す**特支免課程専用の変更届**に係る事務連絡に基づき手続を行う。



4. 変更届の手続について(特支免の課程)②

2. スケジュールについて(予定)

- ① 令和5年度入学者から対応の場合
→ 令和5年2月末日〆切
- ② 令和6年度入学者から対応の場合
→ 令和6年1月末日〆切

3. 提出書類等(予定)

- ① 変更一覧表
- ② 所定(特支免課程専用)の新旧対照表等の様式
- ③ シラバス
- ④ 特支免コアカリキュラム対応表
- ⑤ 専任教員の履歴書・研究業績書

※ 詳細は後日示す事務連絡を参照のこと



5. その他



5. その他(各種手続について)

事項	提出期限等	手続	備考
○事後調査対応 (附則第7項:幼稚園領域科目)	令和4年9月末日	事後調査対応届 ➢手引き別冊 P108	※本年6月末日〆切の受付までに未対応の場合、本年9月末日までに対応が必要
○事後調査対応 (総合的な学習の時間の指導法)	令和4年9月末日	事後調査対応届 ➢手引き別冊 P108	※本年6月末日〆切の受付までに未対応の場合、本年9月末日までに対応が必要
○事後調査対応 (小学校外国語指導法)	令和4年9月末日	事後調査対応届 ➢手引き別冊 P108	※本年6月末日〆切の受付までに未対応の場合、本年9月末日までに対応が必要
○教職課程認定審査の確認事項1(1)③若しくは1(1)④に基づく変更届	令和4年9月末日	変更届 ➢手引きP95	※これに該当するかの審査により、非該当の場合は、課程認定申請が必要 ※特支免の課程は今回の改正に伴い、当該変更届での手続は不可
○ICT事項科目 (小・中・高の課程)	令和5年2月末日	変更届 ※ICT事項科目変更届(➢令和3年8月27日付け事務連絡)	※令和4年2月の変更届に未対応の場合、令和5年2月までに対応が必要



5. その他（教職課程を履修する学生向け児童生徒性暴力等の防止等に関する動画等について）

○【動画】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～



- 教職課程を履修する学生が知っておくべき児童生徒性暴力等の定義や教育実習等での留意点等についてまとめた啓発動画。教育実習の事前指導や教員の服務上・身分上の義務に関する授業、授業外の取組等においても学生の理解が深まるよう御活用ください。

<https://youtu.be/BXrvvP7TWks>

(参考) 児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画等をまとめたページ

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html

5. その他（性暴力等防止等の取組の参考となる教材等）

○【動画】児童生徒性暴力等の特徴について

大阪大学名誉教授・藤岡淳子講師

性暴力等の類型、性暴力が身近な教員に起こりえることや、性暴力等の被害が認識されにくいことなどについて解説しています。

<https://youtu.be/Nb2J4KzYuUg>



○【教材】「生命(いのち)の安全教育」

子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための教材、啓発資料、指導の手引き等。

指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応ポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫などを示しています。

大切な心と体を守るために

授業の内容

- よりよい人間関係ってなんだろう？
- 性暴力とは？
- もし性暴力の被害にあったら…



(↑小学校(低・中学年)向け)

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html